# <工場立地法に基づく特定工場の届出について>

恵庭市 経済部 産業振興課

## ● 工場立地法について

工場立地法とは、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように定められた法律です。この法律において、一定規模以上の工場(特定工場)を新設又は変更する場合には、事前に届け出ることが事業者に対して義務付けられています。

#### ● 特定工場とは

届出が必要となる『特定工場』とは、[<u>製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業(水力・地熱及び太陽光発電所を除く)、ガス供給業または熱供給業に係る工場又は事業場</u>]であって、[敷地面積 9,000 ㎡以上 または 建築面積(合計) 3,000 ㎡以上]のものです。

#### ● 規制の内容 (準則)

工場立地法で規制されているのは以下の4点です。

①『生産施設面積率』 (準則第1条)

敷地面積に対する「生産施設」面積の割合 ・・・・・ 30~65%以下(業種別に8段階)

②『緑地面積率』 (準則第2条)

敷地面積に対する「緑地」面積の割合・・・・・ 20%以上

③『環境施設面積率』 (準則第3条)

敷地面積に対する「環境施設」面積の割合 ・・・・・ 25%以上

(環境施設=緑地+緑地以外の環境施設)

④『環境施設の配置』 (準則第4条)

敷地周辺部に設置する「環境施設」面積の割合・・・ 15%以上

※工場立地法施行以前に立地している工場等については、特例による緩和措置があります。

#### 「市準則について]

工場立地法第4条の2または企業立地促進法第10条第2項において、緑地面積率等について市が独自に条例で定めることができるようになりましたが、恵庭市では条例を制定していません。 国が定める準則の率を適用することとしています。

### ● 届出の種類

特定工場に対して義務付けられている届出は次のとおりです。

『新設届』(法第6条第1項)

- ・・・特定工場を新設する場合。
- ・・・ 増築等により新たに特定工場の基準を満たす場合。

『変更届』(法第8条第1項)

- ・・・既に届出をしている特定工場が、届出内容の変更(軽微なものを除く)をする場合。
- ・・・工場立地法施行以前に立地していた特定工場が、初めて届出をする場合。

『氏名等変更届』(法第12条第1項)

・・・・届出企業の名称や住所等の変更を行った場合(代表者の交代を除く)。

『承継届』(法第13条第1項)

\*\*・譲渡や合併等により、届出者の地位の承継が行われた場合。

『廃止届』(法第8条第1項)

・・・特定工場を廃止する場合。

## •軽微な変更

次に掲げる変更のみの場合は軽微な変更として取り扱い、届出を要しません。次回の届出を要する変更を行うときに、あわせて届け出ることとなります。

- ① 生産施設、緑地及び環境施設の面積、配置の変更を伴わない建築面積の変更
- ② 生産施設の修繕に伴う面積の変更で、増加する面積の合計が30㎡未満のもの
- ③ 生産施設の撤去
- ④ 緑地または緑地以外の環境施設の純増

#### ● 実施の制限

特定工場の新設または変更の届出が受理された日から 90 日間は、工事等に着手することはできません(法第 11 条第 1 項)。ただし、届出の内容が勧告の内容に該当しないと認められるときは、実施制限期間の短縮申請を行うことにより 30 日間にまで短縮することができます(法第 11 条第 2 項)。

#### 根拠法令、参考資料等

- •工場立地法、同施行令、同施行規則
- ・工場立地に関する準則
- •工場立地法運用例規集
- ・工場立地法に基づく特定工場の届出 ー届出の手引きー (北海道経済部産業振興局産業振興課 作成)
- ※北海道のホームページよりダウンロードできます。

## ● 届出書類

必要書類を恵庭市長宛てに1部提出してください。届出に必要な書類は以下のとおりです。

## 〇新設、変更

番号	様式名	名 称	備考
(1)	様式第1	特定工場新設(変更)届出書	(※1)
	様式 B	特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書	
2	別紙1	特定工場における生産施設の面積	
3	別紙2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	
4	別紙3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	(※2)
5	別紙4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	(※2)
6	様式例第1	(特定工場の)事業概要説明書	
7	様式例第2	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図	
8	様式例第3	特定工場用地利用状況説明書	
9	様式例第4	特定工場の新設等のための工事の日程	
10	参考資料1	特定工場における建築面積、生産施設面積、緑地及び環境施設面積一覧表	
11)	参考資料2	生産工程図	

- ※1 実施制限期間の短縮を申請する場合は様式Bを、しない場合は様式第1を使用します。
- ※2 恵庭市では対象となる工業団地がありませんので、提出の必要はありません。
- ※3 変更届においては、変更とならない部分の書類を省略することができます。

## 〇氏名等の変更

番号	様式名	名 称	備考
1	様式第3	氏名(名称、住所)変更届出書	

<sup>※1</sup> 変更内容の確認ができる書類(法人登記簿謄本(写)等)が必要となります。

# ○承継

番号	様式名	名 称	備考
1	様式第4	特定工場承継届出書	

<sup>※1</sup> 承継の確認ができる書類(法人登記簿謄本(写)等)が必要となります。

#### 〇廃止

番号	様式名	名 称	備考
1		特定工場廃止届出書	